

Okakenkyo News Letter

2026
9月
877号

岡山県建設業協会 会報



- ②国土交通省中国地方整備局との意見交換会
- ③令和9年度建設関係予算確保等について
県土木部へ陳情書を提出
- ④藤田享広氏に相談役を委嘱
- ⑤公共事業労務費調査（令和8年10月調査）
の実施について
- ⑥岡山県下公共工事の動向（8月分）
- ⑩建退共だより
- ⑫法律相談コーナー
- ⑬建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑮建設業総合補償制度のご案内
- ⑯岡山県からのお知らせ
- ⑱協会目録

元仲田邸くらしき[高梁市]（提供：岡山県観光連盟）

国土交通省中国地方整備局との意見交換会

8月25日（火）、ピュアリティまきびにおいて国土交通省中国地方整備局との意見交換会を開催しました。

意見交換会には、中国地方整備局から舩田企画部長、才木営繕部長他12名、岡山県から竹内土木部技術総括監、西田技術管理課長の2名、当協会からは、荒木会長をはじめ、副会長、専務理事、技術顧問が出席しました。

会議は2部構成で行われ、それぞれ才木営繕部長、舩田企画部長と荒木会長の挨拶の後、各会員からの要望に基づき意見交換をいたしました。

15：00～ 営繕部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

営繕部長	才 木 潤
営繕部 営繕品質管理官	浅 野 智
営繕部 技術・評価課長	橋 田 敬
岡山営繕事務所長	佐 藤 文 子
岡山営繕事務所 技術課長	西 村 剛

15：40～ 企画部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

企画部長	舩 田 直 樹
企画部 技術調整管理官	北 木 清 治
企画部 技術管理課長	高 崎 修
岡山河川事務所長	小 平 剛 弘
岡山河川事務所長 副所長	大 知 寿 徳
岡山国道事務所長	大 胡 賢 一
岡山国道事務所長 副所長	蔵 本 直 行
企画部 技術管理課 建設専門官	日 野 貴 之
企画部 技術管理課 課長補佐	小 島 亨

岡山県

土木部 技術総括監	竹 内 毅
土木部 技術管理課長	西 田 武 彦

【提案議題】

議題1：地方公共団体における地域実態を反映した公共工事積算について

議題2：ICT施工を踏まえた検査基準について

議題3：技術者の確保・育成について

令和9年度建設関係予算確保等について 県土木部へ陳情書を提出

8月28日（金）岡山県の来年度予算編成にあたり建設関係予算の確保等を求めて、陳情書を提出しました。

岡山県土木部長への陳情内容は当協会ホームページの「会員専用ページ」に掲載しておりますのでご覧ください。



藤田享広氏に相談役を委嘱

藤田享広氏は、理事として平成28年から令和8年まで10年の永きにわたって務められました。

在任期間中、当協会の運営及び建設業界のために尽くされた功績は誠に顕著なものがあり、高く評価されるところです。

同氏から引き続き協会並びに建設業界の健全な発展についてご意見を頂くため、8月19日開催の理事会で相談役就任が承認され、会長から委嘱されました。

現在の相談役は、次の方々です。

氏 名	所属会社・役職名
岡 優	(株)岡 建 設 取締役会長
大 智 嗣 義	(株)大 智 組 会 長
岡 本 靖磨呂	中央建設(株) 取締役会長
藤 田 享 広	藤田建設(株) 代表取締役

公共事業労務費調査（令和8年10月調査）の 実施について

国土交通省

このたび、国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）から全建を通して下記のとおり今年度の公共事業労務費調査について協力依頼がありました。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、例年、10月に施行中の公共工事を対象として厳正に実施されているものです。令和5年度から、「オンライン調査」が本格運用されており、今年度も、昨年度同様に「オンライン調査」と「書面調査」との双方の対応が可能であるとともに、一部、調査対象企業が希望する場合には「対面調査」も可能とする形式となっております。調査対象工事に選定された際には、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

国官参建第26号

令和8年6月30日

（一社）全国建設業協会会長 殿

（公共事業労務費調査連絡協議会事務局）

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）

（公 印 省 略）

公共事業労務費調査（令和8年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施されております。

また、令和5年度からより効率的な調査とするべく、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を本格運用しているところです。なお、今年度もオンライン調査と書面調査の双方を基本とし、調査対象企業が希望する場合には対面調査も可能とする形式といたします。

詳細については、各公共工事労務費調査地方連絡協議会事務局より、調査対象となった工事の受注者に対し通知し、労務費調査対象企業向け説明会を開催いたします。

貴団体におかれましては、従前より回答数の少ない職種の単価設定や、有資格者に見合った単価設定につながるよう調査の精度、透明性の向上に配慮し、別添の事項についてご理解とご協力をお願いいたします。加えて、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

詳細は、当会ホームページの7月9日付お知らせに掲載しておりますので、ご覧ください。

岡山県下公共工事の動向〈8月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

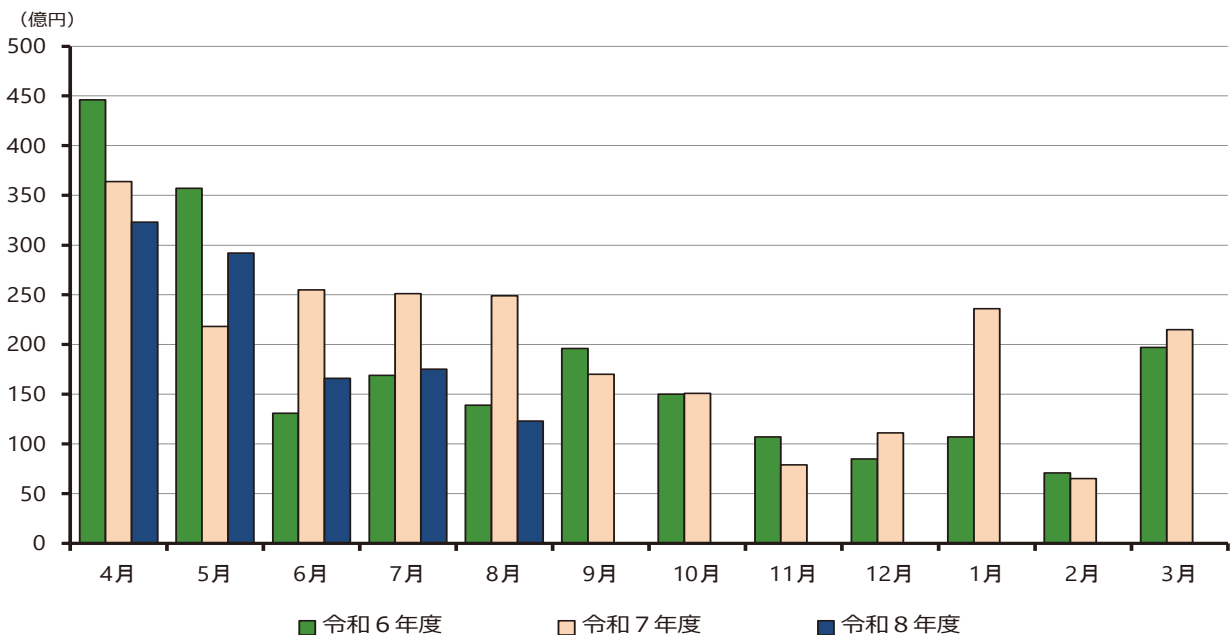
I. 単月（令和8年8月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	19	1,991	4	▲1,001	26.7%	▲33.5%
	独立行政法人等	3	174	0	80	0.0%	86.1%
	都道府県	167	4,388	51	1,474	44.0%	50.6%
	市町村	173	5,745	▲5	▲12,582	▲2.8%	▲68.7%
	その他公共的団体	2	41	▲3	▲610	▲60.0%	▲93.6%
合 計		364	12,341	47	▲12,640	14.8%	▲50.6%
令和7年度		317	24,981	▲61	11,001	▲16.1%	78.7%
令和6年度		378	13,980	▲11	▲7,532	▲2.8%	▲35.0%
令和5年度		389	21,513	4	6,310	1.0%	41.5%
令和4年度		385	15,202	▲30	999	▲7.2%	7.0%

月別請負金額の推移

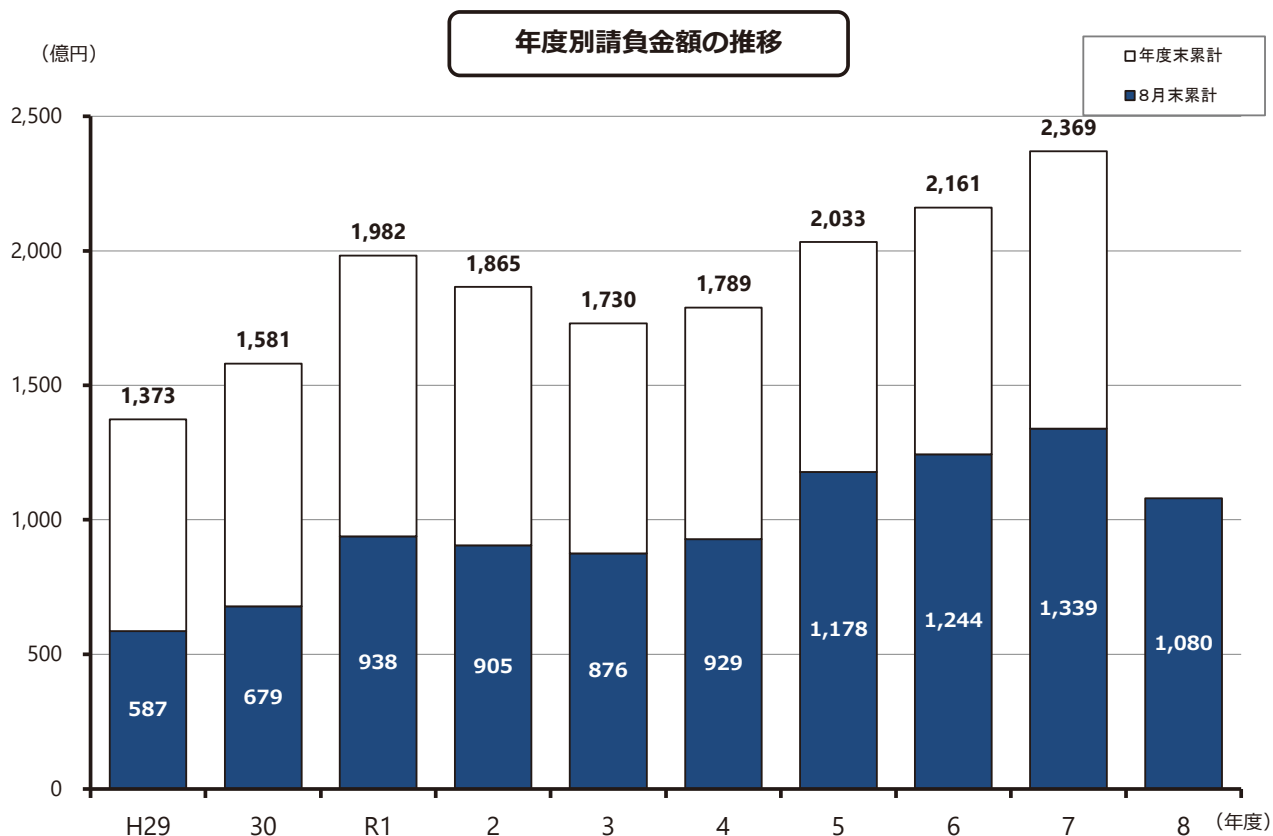


Ⅱ．累計（令和8年4月～令和8年8月）

1．全般の状況

（金額単位：百万円）

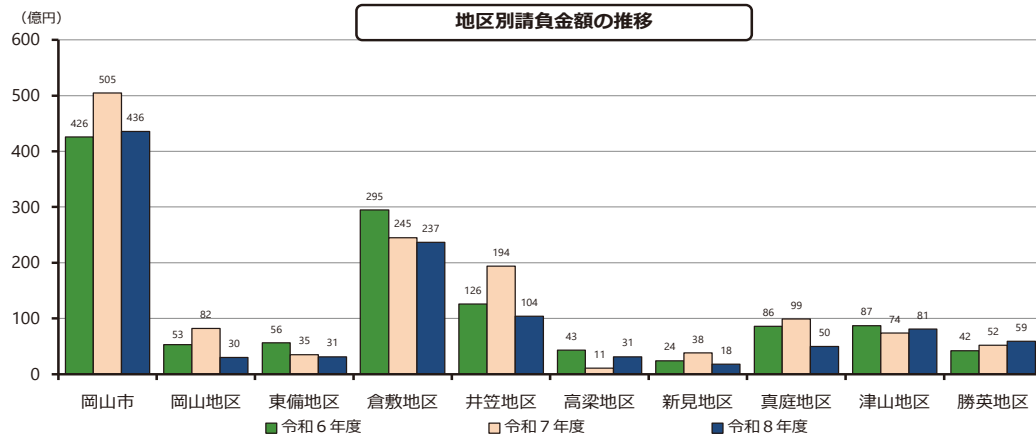
		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	102	11,644	1	▲3,147	1.0%	▲21.3%
	独立行政法人等	36	10,643	▲2	▲7,884	▲5.3%	▲42.6%
	都道府県	627	24,247	15	7,200	2.5%	42.2%
	市町村	786	58,251	▲87	▲8,461	▲10.0%	▲12.7%
	その他公共的団体	18	3,289	1	▲13,594	5.9%	▲80.5%
合 計		1,569	108,076	▲72	▲25,887	▲4.4%	▲19.3%
令和7年度		1,641	133,964	10	9,532	0.6%	7.7%
令和6年度		1,631	124,431	▲27	6,573	▲1.6%	5.6%
令和5年度		1,658	117,858	83	24,932	5.3%	26.8%
令和4年度		1,575	92,926	▲53	5,318	▲3.3%	6.1%



2. 地区別・発注者別請負金額の状況（前年同期比）

（金額単位：百万円）

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山市	43,654	▲6,854	▲13.6%	国	4,057	▲2,322	▲36.4%
				独法等	2,303	▲485	▲17.4%
				都道府県	7,918	3,513	79.8%
				市町村	28,494	▲3,251	▲10.2%
				その他	881	▲4,308	▲83.0%
岡山地区	3,050	▲5,245	▲63.2%	国	125	▲934	▲88.1%
				独法等	0	▲496	—
				都道府県	623	▲94	▲13.1%
				市町村	2,301	▲3,507	▲60.4%
				その他	0	▲211	—
東備地区	3,177	▲361	▲10.2%	国	1,110	724	187.7%
				独法等	26	▲1,725	▲98.5%
				都道府県	1,095	233	27.1%
				市町村	944	405	75.1%
				その他	0	0	—
倉敷地区	23,707	▲829	▲3.4%	国	3,010	261	9.5%
				独法等	411	▲1,378	▲77.0%
				都道府県	3,591	921	34.5%
				市町村	15,362	▲1,014	▲6.2%
				その他	1,332	381	40.1%
井笠地区	10,407	▲9,038	▲46.5%	国	2,212	▲912	▲29.2%
				独法等	1,360	650	91.5%
				都道府県	1,662	282	20.5%
				市町村	4,495	313	7.5%
				その他	676	▲9,372	▲93.3%
高梁地区	3,107	2,002	181.3%	国	0	▲144	—
				独法等	1,545	1,545	<
				都道府県	897	498	124.9%
				市町村	664	103	18.5%
				その他	0	0	—
新見地区	1,862	▲2,019	▲52.0%	国	115	45	65.5%
				独法等	42	▲1,636	▲97.5%
				都道府県	998	▲44	▲4.2%
				市町村	642	▲416	▲39.3%
				その他	64	32	99.7%
真庭地区	5,036	▲4,956	▲49.6%	国	61	36	145.8%
				独法等	2,388	▲4,559	▲65.6%
				都道府県	1,834	280	18.0%
				市町村	752	▲713	▲48.7%
				その他	0	0	—
津山地区	8,164	707	9.5%	国	596	▲47	▲7.3%
				独法等	109	▲263	▲70.6%
				都道府県	3,958	1,794	82.9%
				市町村	3,381	▲443	▲11.6%
				その他	118	▲333	▲73.8%
勝英地区	5,907	707	13.6%	国	355	146	70.2%
				独法等	2,455	465	23.4%
				都道府県	1,667	▲184	▲9.9%
				市町村	1,211	61	5.3%
				その他	217	217	<
合計	108,076	▲25,887	▲19.3%	国	11,644	▲3,147	▲21.3%
				独法等	10,643	▲7,884	▲42.6%
				都道府県	24,247	7,200	42.2%
				市町村	58,251	▲8,461	▲12.7%
				その他	3,289	▲13,594	▲80.5%



3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
1 0 0 0 万円未満	148	3,697	27	1,383	22.3%	59.8%
5 0 0 0 万円未満	1,073	38,703	▲89	▲8,220	▲7.7%	▲17.5%
1 億円未満	160	8,532	▲25	▲862	▲13.5%	▲9.2%
3 億円未満	55	4,097	17	1,523	44.7%	59.2%
中小計	1,436	55,030	▲70	▲6,176	▲4.6%	▲10.1%
5 億円未満	15	2,089	3	1,834	25.0%	719.0%
1 0 億円未満	21	1,131	▲3	703	▲12.5%	164.3%
1 0 億円以上	63	12,425	5	▲15,687	8.6%	▲55.8%
大手計	99	15,647	5	▲13,149	5.3%	▲45.7%
共同企業体	34	37,398	▲7	▲6,561	▲17.1%	▲14.9%
合 計	1,569	108,076	▲72	▲25,887	▲4.4%	▲19.3%

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
土 木	907	47,214	▲85	▲9,179	▲8.6%	▲16.3%
建 築	134	21,142	▲29	▲17,668	▲17.8%	▲45.5%
電 気	103	6,962	▲1	▲6,100	▲1.0%	▲46.7%
管	64	4,516	1	▲5,415	1.6%	▲54.5%
測量・調査・設計	277	4,118	35	1,134	14.5%	38.0%
その他	84	24,121	7	11,342	9.1%	88.8%
合 計	1,569	108,076	▲72	▲25,887	▲4.4%	▲19.3%

(建退共だより)

建設現場で働くあなたへ

現場が変わっても
退職金が続く。

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

K E N T A I K Y O

建設業退職金共済制度は
建設業界のために、
国がつくった退職金制度です。

- ① 労働者の自己負担ゼロ!
- ② 国の制度だから安全・確実!
- ③ 働いた年数が長いほど有利!

建退共の加入事業所はこちら

建退共

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

建退共加入事業所を選べば、 業界内で退職金を 引き継げます！

建退共制度は、建設現場で働く方々のために国がつくった退職金制度です。
事業主が現場労働者の働いた日数に応じて掛金を納付し、
その労働者が建設業界で働くことをやめたときに
建退共から退職金が支払われる、**建設業界全体での退職金制度**です。



建退共加入事業所で働く安心ポイント

安心できる 国の制度

退職金は、**国が定めた基準により計算**し支払われるため、安全確実です。

職種・国籍を問わず 加入は誰でも

大工・左官・とび・電工・鉄筋工・配管工・塗装工など、建設現場で働く**ほとんどすべての人**が加入できます。

退職金の積み立ては 転職後も継続

勤め先が変わっても、建退共に加入している企業であれば**退職金を引き継ぐことができます**。
※建退共HPで制度に加入している企業を確認できます。

事業主の適切な履行で 自己負担ゼロ

掛金は全額事業主の負担となるため、**自己負担する必要はありません**。

公共工事でも、民間工事でも加入事務所を確認しよう！

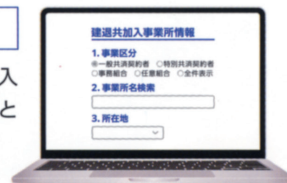
建設現場で確認

官公庁や民間の工事を受注した建退共加入事業所が行う工事現場の事務所や出入口などに、右図の黄色の現場標識が掲示されています。



HPで確認

建退共のHPから、加入事業所を確認することができます。



建退共
建設業界 退職金 共済制度

建退共の加入事業所が
HPで確認できます

建退共



<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



(2026.7)

第195回 10月からのカスハラ対策義務化と企業の対応ポイント

●相談内容●

今年の10月から「カスハラ対策」が企業に義務付けられると聞きましたが、事業主にはどのような法的責任が生じるのでしょうか。また、事前に講じるべき予防策やトラブル発生時の適切な対応について教えてください。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

これまでも職場におけるハラスメント対策が強化されてきましたが、顧客や取引先等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）への対応も企業にとって急務の課題となっています。

カスハラ対策義務化の法的背景と企業のリスク

改正労働施策総合推進法の施行により、10月1日からすべての事業主に対して、カスタマーハラスメント（カスハラ）防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられます。従来も企業は、労働契約法に基づく安全配慮義務として、従業員が安全かつ健康に働ける環境を整える責任を負っていました。しかし今回の法改正により、カスハラ防止措置が明確な法的義務として位置づけられることになります。適切な対策を怠り、従業員がメンタルヘルス不調をきたしたり退職に追い込まれたりした場合、企業は安全配慮義務違反として損害賠償責任（民事上の責任）を問われるリスクが高まるほか、行政指導の対象となる可能性もあります。

企業が講ずべき具体的措置とリスク低減策

カスハラトラブルにおいて、「どこまでが正当なクレームで、どこからが過度な要求なのか」「現場でどう対処すべきか」が不明確なままだと、現場の担当者が一人で抱え込み、被害が拡大してしまいます。特に被害を受けた従業員は冷静な判断ができません。従業員からの安全配慮義務違反請求などのトラブルに発展するリスクを低減し、現場を守るためには、事前に企業としての方針を明確にし、組織的な対応手順を確立しておくことが不可欠です。

まず、企業としての「方針の明確化と周知・啓発」を行います。「カスハラに対しては毅然とした態度で対応し、従業員を守る」という基本方針をトップメッセージ等で社内周知します。

次に、「相談体制の整備とマニュアル策定」が必要です。何がカスハラに該当するか判断基準や、一人に対応させず複数名で対応する、長時間の不当な拘束には打ち切りを伝えるといった具体的な対処フローを整備します。また、従業員が躊躇なく相談できる窓口を定め、現場からの報告を迅速に吸い上げられる体制を作ります。

さらに、「悪質なケースへの抑止・対処措置」の準備も重要です。暴行・脅迫・居座りなどの特に悪質な言動に対しては、警察への通報や、弁護士を通じた警告文の発出・出入り禁止通知など、法的な措置を躊躇なく講じられる運用ルールを定めておくことが求められます。併せて、対応時の録音・録画や詳細なやり取りの記録を残す仕組みを整えておくことで、後日の紛争において客観的な証拠として活用できます。

適切な対応でトラブル防止を

カスハラに伴うトラブルは、現場の担当者が「自分が我慢すれば収まるのではないか」「お客様だから断れない」と一人で抱え込み、報告や組織的対応が遅れることで深刻化します。事業主の方針策定や対応マニュアルの作成・リーガルチェック、悪質な顧客への法的対処や文書送付などでお悩みがあれば、ぜひ弁護士にご相談ください。

建設業を守る 建設共済保険

法定外労災補償制度

保険金

- 被災者補償(労働者福祉)
- 諸費用補償(企業防衛)

令和8年4月より
保険金区分新設
7,000万円・6,000万円

契約期間の途中からでも
増額可能

示談金の高額化に対応
手厚い補償

様々なサービスの提供

建設企業

事業主および下請を
含む労働者を補償

契約者割戻金

令和4年4月より
契約者割戻金制度開始
掛金負担が軽減

令和7年度割戻率
30.88%

割戻金により増額時の
掛金負担が軽減

◆育英奨学事業 ◆労働安全衛生 推進事業

返済不要の育英奨学金

現場で役立つ安全用品
女性専用トイレ・
女性専用更衣室の設置に
対する助成等

割戻金活用増額促進月間

9月1日→10月31日

- 共済団調査でも労災事故発生時に企業が負担する金額は
上昇傾向にあり、示談金等の平均は3,021万円に増加
 - 本制度は契約期間の途中からでも保険金区分の増額が可能
- 一日も早い増額を推奨します!**

建設共済保険の詳細は
HPをご覧ください!

正確な掛金試算や資料請求はこちらまで

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 (虎ノ門琴平タワー11階)

TEL 0120-913-931 **FAX** 03-3591-8474

(取扱機関)

(一社) 岡山県建設業協会

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 建設会館2階

TEL 086-225-4131 **FAX** 086-225-5388



建設共済保険は、単独加入だけでなく他の保険等 との **併用加入** でもメリットのある制度です

ご提案1：補償額を手厚くしたい(もう一つ1,000万円をプラス) 安い掛金で、現在加入している保険に建設共済保険を追加した場合

ポイント

重篤な災害における被災者への補償額が手厚くなることに加え、新たに企業防衛の観点から諸費用補償の保険金の支払いが追加され、更に評価の高い育英奨学事業・労働安全衛生推進事業も自動的に適用されます。

また、保険事業の剰余金は3年平均して契約者割戻金として契約者に還元されますので、安い掛金の負担がさらに軽減されます。

建設共済保険でプラスになる部分



※ 死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級対象

※ 安全用品の頒布等

現在加入している労災上乗せ保険

上記の諸費用補償、育英奨学事業、労働安全衛生推進事業、契約者割戻金は、当団独自のサービスです。

ご提案2：保険料(掛金)を抑えたい

現在加入している保険から移行するか、補償額を圧縮して建設共済保険に減額分を加入した場合

ポイント

現在加入の保険から移行するか、補償額を減額して保険料を軽減し、建設共済保険へ加入することで、より安い掛金で重篤な災害における補償水準を確保できます。

この場合、新たに企業防衛の観点から諸費用補償の保険金の支払いが追加されるとともに、評価の高い育英奨学事業・労働安全衛生推進事業も自動的に適用されます。

また、保険事業の剰余金は3年平均して契約者割戻金として契約者に還元されますので、安い掛金の負担がさらに軽減されます。

建設共済保険でプラスになる部分



※ 死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級対象

※ 安全用品の頒布等

補償額を減額して保険料を軽減

現在加入している労災上乗せ保険

**減額分でより安い
掛金の建設共済保険
に加入ができます！**

この方式を活用して新規加入した企業や短期間で会員加入率を高めた協会や支部もあります。

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ 令和8年8月保険開始版

建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償
●工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和7年11月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

身体賠償

1名につき **1億円** (または**2億円・3億円**) 1事故につき **3億円** (または**5億円・10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **1億円** (または**3,000万円・5,000万円・3億円・5億円・10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

借用・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中 **500万円** または **1,000万円** (免責金額1事故につき5万円)



地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中 **1,000万円** または **2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円**

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もございます! 詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中 **5,000万円** または **1億円・2億円・3億円**

雇用慣行賠償責任補償特約(オプション)

使用人等に対して行った不当な処遇やハラスメントなどの不当行為、または第三者に対して行ったハラスメントに起因する損害賠償責任を補償します。

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

1工事あたりの 支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき **2,000万円** もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
(2) 盗難の場合: **10万円**
(3) (1) (2) 以外の事故による場合: **100万円** または **150万円**
※100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



1事故あたりの 支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)
※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
(2) (1) 以外の事故による場合: **10万円**

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会
086-225-4133

制度幹事代理店
株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

B26-900076 承認年月:2026年4月

(岡山県からのお知らせ)

＼ 交通ルール 守って笑顔 晴れの国 ／

秋の交通安全県民運動

運動期間 令和8年 9月21日(月)～30日(水)

ちゃんと
見て!

あなたの前方。
みらい



9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日です。

岡山県の重点

- (1) 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- (2) 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- (3) 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

岡山県 岡山県交通安全対策協議会 (一財)岡山県交通安全協会



秋の交通安全県民運動

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)

(一財)岡山県交通安全協会
マスコットキャラクター
「うちゅーい」



あんぜんごちゃーい!!

「歩行者」「自動車」「自転車」を対象とした岡山県の重点に気をつけて事故を無くそう!

重点1 歩行者



歩行者の安全確保と 反射材用品の着用促進

- 横断歩道を渡る、信号機のあるところではその信号に従うなど、交通ルールを守りましょう。
- 高齢者は体力や反射神経などの体の変化を認識して、無理な横断等はやめましょう。
- 夕暮れ時以降は歩行者の姿が運転者などから認識しにくくなります。外出するときには明るい目立つ色の服装と反射材を活用しましょう。



重点2 自動車



夕暮れ時の早めのライト点灯と 飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 運転中の携帯電話等による通話や画面注視など、「ながらスマホ」は違反です。
重大な事故の原因となるためやめましょう。
- 自転車を含め、車両運転中の飲酒運転は、重大事故につながる危険な行為です。
一人ひとりが「絶対にしない、させない」という強い気持ちで根絶しましょう。
- 夕暮れ時以降は早めのライト点灯! 夜間はハイビーム活用!
夜間帯は速度を落とし、ハイビームとロービームの切り替えをこまめに行いましょう。



重点3 自転車



自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールの理解・遵守の徹底

- 自転車安全利用五則を守りましょう。
 - ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先
 - ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③夜間はライトを点灯
 - ④飲酒運転は禁止
 - ⑤ヘルメットを着用
- 自転車の安全を確保するため定期的な点検整備を行いましょう。
- 万が一自転車事故を起こしたときに備え、損害賠償責任保険等に参加しましょう。(岡山県では令和6年10月1日から自転車損害賠償責任保険(共済)等への加入義務化)
- 電動キックボード等の特定小型原動機付自転車利用時は、交通ルールを守り、ヘルメットを着用しましょう。



協 会 日 誌

- 8. 8. 3 岡山県道路啓開協議会
- 8. 8. 4 正副会長会
- 8. 8.19 理事会
- 8. 8.20 地域懇談会・ブロック会議の運営打合せ会（WEB）
- 8. 8.25 中国地方整備局企画部長との意見交換
- 8. 8.25 中国地方整備局との意見交換会
- 8. 8.26 岡山県建築住宅センター(株)取締役会
- 8. 8.28 岡山県土木部との意見交換会
- 8. 8.31 岡山県緑化推進協会運営協議会

地産地消♪うどん

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp